

令和3年4月12日

各 位

環境省自然環境局
生物多様性センター

令和3年度再生可能エネルギー資源発掘・創生のための情報システム整備に向けた植生調査植生図作成委託業務（北海道ブロック2）にかかる質問事項について（回答）

<質問1>

当業務は共同企業体での参加は可能でしょうか。それとも、単体での参加のみ可能なのでしょうか。

<回答1>

本業務では、共同企業体での参加はできませんが、共同事業実施は可能です。共同事業実施は、代表者を決めていただく必要があります。代表者が、共同事業実施者を代表して、発注者との折衝、契約の締結、契約代金の請求・受領、その他事業の実施に関して必要となる一切の事項を執行する権限を有します。

<質問2>

共同企業体での参加が可能な場合、共同企業体を結成する為の申請方法をご教示いただけないでしょうか。

<回答2>

共同事業実施を行われる場合は、共同事業実施協定書を提出いただく必要があります。様式は別添のとおりです。

<質問3>

仕様書「4.（1）オ.植生判読及び現地調査」において、「整備地域の植生等に知見を有する有識者等のべ6名日程度に一部同行を依頼し、」とあります。

北海道は広域のため、安全に現地調査を行う観点から移動のみの日程もたびたび発生します。仕様書にある「6名日」には、実際に現地調査は行わないが謝金、旅費が発生する移動日も含むと考えてよいでしょうか？

<回答3>

貴見のとおりです。

<質問4>

仕様書「4.（1）カ.ブロック調査会議の開催」において、「同時期に整備される北海道ブロック2との調整等のため、」とあります。これは、「北海道ブロック1」の誤植と考えてよいでしょうか。

<回答4>

ご指摘のとおりです。

共同事業実施協定書（例）

この協定書は、〇〇社 社長〇〇（以下、「甲」という。） と ××社 会長××（以下、「乙」という。） が環境省発注の次の事業を共同して実施することを目的として締結する。

件 名 令和〇年度〇〇調査

（代表者および代表者の権限）

第1条 本協定書に定める共同事業実施者は、甲を代表者とする。代表者は、共同事業実施者を代表して、発注者との折衝、契約の締結、契約代金の請求・受領、その他事業の実施に関して必要となる一切の事項を執行する権限を有する。

（共同事業実施体制）

第2条 本協定書に基づく共同事業実施体制は別紙のとおりとする。

（協定成立の時期および協定期間）

第3条 本協定は、令和 年 月 日（※発注者と代表者の契約日前日以前の日）に成立し、本共同実施事業の成果物を発注者へ引渡し、精算事務を終了後、1ヶ月を経過した日をもって協定期間満了とする。

2. 前項の協定期間は、甲及び乙の合意の元、これを延長することができる。

（権利義務譲渡の禁止）

第4条 甲及び乙は、この協定によって生じる権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、又は承継させることはできない。

（守秘義務）

第5条 本協定書の取扱いについては、当事者間のみ合意事項とし、これを発注者以外の第三者に漏えいしてはならない。

（紛争又は疑義の解決方法）

第6条 この協定について、甲乙間に紛争又は疑義を生じた場合には、必要に応じて甲乙協議して解決するものとする。

この協定成立の証として本書3通を作成し、当事者記名のうえ、各自1通を保有し、1通を発注者である 支出負担行為担当官 環境省大臣官房会計課長 に提出する。

令和 年 月 日

甲 所在地
会社名
代表者名

乙 所在地
会社名
代表者名

共同事業実施体制

本業務の実施体制は、業務内容を2つに分け、○を○が担当し、×を×が担当する共同体制とする。なお、全体の統括は○部長が管理技術者として指揮・管理を行う（下図参照）。

本業務の特徴は以下と捉え、体制を組んだ。

上記の共同体制に基づく、詳細な実施体制の編成理由及び特徴を以下に示す。

検討調査実務を担当する者は以下に該当する者が望まれる。

上記に掲げた i)～iv)の条件を満たすため、調査実務を担当するメンバーには、○○を配す。

[体制図]

